

松戸市犯罪被害者等支援条例実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、松戸市犯罪被害者等支援条例（令和6年松戸市条例第4号。以下「条例」という。）に基づく支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪 条例第2条第1号に定める犯罪等のうち、刑法(明治40年法律第45号)その他日本国における刑罰法令に規定する行為であり、人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- (2) 重傷病 1か月以上の加療を要する負傷又は疾病をいう。
- (3) 性犯罪 刑法第177条、同法第179条第2項、同法第181条第2項及び同法第241条第1項並びにこれらの罪の未遂罪をいう。ただし、第18条及び第19条第2項第2号においては、それらに加えて、刑法第176条、同法第179条第1項及び同法第181条第1項並びにこれらの罪の未遂罪を含む。
- (4) 市民 条例第2条第5号に定める市民等のうち、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき松戸市の住民基本台帳に記録されている者及びやむを得ず松戸市の住民基本台帳に記録されずに松戸市内に居住している者をいう。

(遺族又は家族の範囲)

第3条 この要綱において、支援の対象となる遺族（以下「遺族」という。）とは、犯罪により死亡した者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪により死亡した者の配偶者又は事実上婚姻関係と同様の事情にあったと市長が認める者若しくは当該犯罪被害者とともに松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年11月1日施行）第8条第2項に規定する証明書等の交付を受けていた者（以下「配偶者等」という。）
- (2) 犯罪により死亡した者の二親等以内の親族（子については、事実上養子縁組関係と同様の事情にあった場合を含む。）

2 この要綱において、支援の対象となる家族（以下「家族」という。）とは、犯罪が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪による被害を受けた者の配偶者等
- (2) 犯罪による被害を受けた者の二親等以内の親族

(遺族支援金の支給)

第4条 市長は、犯罪により死亡した場合について300,000円を支給する。ただし、当該犯罪による被害につき、既に第6条に規定する重傷病支援金を支給された者が、当該重傷病支援金の受給の原因と同一の事由に起因して死亡した場合にあっては、200,000円を支給する。「松戸市災害弔慰金支給条例」（昭和42年松戸市条例第19号）に基づき弔慰金を支給された者が、遺族支援金の支給の対象者として認められる場合にあっては、270,000円を支給する。

(遺族支援金の支給対象者)

第5条 前条の支給は、第3条第1項に定める遺族であって、当該犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、当該犯罪発生時に市民である次項から第4項までに定める第1順位の者に支給する。

- 2 前項の遺族は、犯罪被害者の死亡時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 犯罪により死亡した犯罪被害者の配偶者等
 - (2) 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）
 - (3) 前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹
- 3 犯罪被害者の死亡時において、胎児であった子がその後出生した場合における前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡当時、当該犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときあっては同項第2号の子とし、その他のときにあつては同項第3号の子とみなす。
- 4 遺族支援金の支給対象者の順位は、第2項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者の間の順位は、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母においては養父母を先とし、実父母を後とする。

ただし、第1順位の遺族が当該支援金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該支援金の申請をすることができない。

- 5 前項の場合において、遺族支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるとき、その1人に対してした支給は、全員に対してしたものとみなす。

（重傷病支援金の支給）

第6条 市長は、犯罪により重傷病を負った犯罪被害者に100,000円を支給する。

ただし、犯罪被害者が、当該犯罪による被害につき、既に第8条に定めるところにより性犯罪被害支援金の支給を受けている場合は支給しない。

（重傷病支援金の支給対象者）

第7条 前条の支給は、犯罪により重傷病を負った犯罪被害者で、当該犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、当該犯罪発生時に市民であった者に支給する。

（性犯罪被害支援金の支給）

第8条 市長は、性犯罪の被害を受けた犯罪被害者に100,000円を支給する。ただし、犯罪被害者が、当該犯罪による被害につき、既に第6条に定める重傷病支援金の支給を受けている場合は支給しない。

（性犯罪被害支援金の支給対象者）

第9条 前条の支給は、性犯罪の被害を受けた犯罪被害者で、当該犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、当該犯罪発生時に市民であった者に支給する。

（遺族・重傷病・性犯罪被害支援金の申請）

第10条 支援金の支給を受けようとする者（以下「支援金申請者」という。）は、松戸市犯罪被害者等支援金申請書兼請求書（様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類及び松戸市犯罪被害者等犯罪被害に関する申立書（様式第1号）を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、本要綱に基づき定める他の支援に係る申請において提出した書類をもって代えることができる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1)遺族支援金

ア 支援金申請者が、当該犯罪発生時に市民であったことを証明する書類

イ 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類

ウ 支援金申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本その他の地方公共団体の長

が発行する証明書

エ 支援金申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は事実上婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

オ 支援金申請者が犯罪により死亡した者と松戸市パートナーシップ宣誓の取扱いに関する要綱（令和2年11月1日施行）第8条第2項に規定する証明書等の交付を受けていた者（以下「パートナーシップの関係にあった者」）であるときは、その事実を認めることができる書類

カ その他市長が必要と認める書類

(2)重傷病支援金及び性犯罪被害支援金

ア 犯罪により重傷病の被害を受けた者又は性犯罪被害を受けた者が、当該犯罪発生時に市民であったことを証明する書類

イ 犯罪により重傷病の被害を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書

ウ その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、支援金申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難であると市長が認める場合は、その家族が、犯罪被害者の代理として申請することができる。

ただし、犯罪被害者に不利益が生じないよう、家族による代理申請については、可能な限り、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

（家事等費用の助成）

第11条 市長は、犯罪被害により日常生活を営むことについて支障がある犯罪被害者等が家事等支援としてホームヘルプサービスを利用した場合に、その費用を助成するものとする。

2 助成の額は、実費額とする。ただし、1時間当たりの助成の額は、4,000円を上限とする。

3 助成の対象となるホームヘルプサービスは、30分を単位とし、一の犯罪被害について合計93時間までとする。

4 助成の対象となるホームヘルプサービスの内容は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 調理、洗濯、掃除及び買い物等の家事

(2) 食事、排泄及び入浴等の介護

(3) 通院等の介助

(4) その他市長が必要と認める家事等

5 前項各号に掲げるサービスは、家事等支援としてホームヘルプサービスを提供する事業者が派遣するホームヘルパー等により実施されるものとする。

（家事等費用の助成対象者）

第12条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、次の各号のいずれかに該当する者が、犯罪被害を受けたことにより、家事等に支障が生じていると認められる者とする。

(1) 助成の申請時に市民である遺族

(2) 犯罪により重傷病の被害を受けた者又は性犯罪の被害を受けた者であつて助成の申請時に市民である者

(3) 犯罪により重傷病の被害を受けた者又は性犯罪の被害を受けた者の家族であつて助成の申請時に市民である者

2 他の家事又は介護等に関する制度(障害者総合支援法における居宅介護や介護保険法における訪問介護など)によりホームヘルプサービスを利用した場合は助成の対象外とする。

(一時保育・一時預かり費用の助成)

第13条 市長は、犯罪被害により監護する子の家庭での保育が困難となった犯罪被害者等が、その監護する子のために一時保育又は一時預かりサービスを利用した場合に、その費用を助成するものとする。

2 助成の額は、実費額とし、上限は次のとおりとする。

(1) 就学前の子 1人につき1日1回当たり3,000円

(2) 小学校に就学中の子 1人につき1日1回当たり3,600円

3 助成の回数は、監護する子1人につき、一の犯罪被害について第2項各号の助成につき合計20回までとする。

4 助成の対象となる一時保育及び一時預かりサービスは、当該サービスを提供する事業者により実施されるものとする。

(一時保育・一時預かり費用の助成対象者)

第14条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 第12条第1項各号のいずれかに該当する者

(2) 就学前の子又は小学校に就学中の子を監護する者

(配食サービス費用の助成)

第15条 市長は、犯罪被害により健康の維持を図るための食事の用意が困難となった犯罪被害者等が、配食等のサービスを利用した場合に、その費用を助成するものとする。

2 助成の額は、実費額とし、1回当たり1人につき1,000円を上限とする。

3 助成の回数は、一の犯罪被害について1人につき合計30回までとする。

(配食サービス費用の助成対象者)

第16条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、第12条第1項各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、「家事等に支障が生じていると認められる者」とあるのは、「健康の維持を図るための食事を用意することに支障が生じていると認められる者」と読み替えるものとする。

(転居等費用の助成)

第17条 市長は、犯罪被害により従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等が、新たな住居へ転居するために要する費用又は犯罪被害による家屋の汚損等の復旧に要する費用を助成するものとする。

ただし、他機関等から当該助成と同種の助成を受けた場合にあっては、対象としない。

2 前項に定める従前の住居に居住することが困難になったと認められる犯罪被害者等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 従前の住居又はその付近において犯罪が行われたために精神的に当該住居に居住し続けることが困難となった者

(2) 犯罪被害により住居が滅失し又は著しく損壊したために居住することが困難となった者

(3) 条例第2条第3号の規定による再被害を受けた者又は同条第4号の規定による二次的被害を受けた者若しくは受けるおそれのある者

(4) 犯罪による傷病、後遺障害、家族の死亡等により、従前の住居で従来生活を維持することが困難となった者

3 助成の額は、実費額とし、一の犯罪被害について1回、200,000円を限度とする。

4 助成の対象となる転居費用の内容は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 引越しに係る運送費用、荷造り及び不用品の廃棄等のサービスに係る費用
- (2) 新たな住居に入居する際に要する敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料、日割り家賃及び原状回復に係る費用
- (3) 犯罪発生前の状態に住居を復旧するための修繕費及び家屋の著しい汚損等の除去に要したハウスクリーニング費用
- (4) その他市長が転居又は復旧のために必要と認めるもの

5 前項第1号及び第2号に掲げる費用は、引越事業者、不動産事業者、清掃事業者等に支払ったものに限る。

(転居等費用の助成対象者)

第18条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 当該犯罪発生時に市内で犯罪被害者と同居していた遺族
- (2) 犯罪により重傷病の被害を受けた者又は当該犯罪発生時にその者と同居していた家族であって、当該犯罪発生時に市民であった者
- (3) 性犯罪の被害を受けた者又は当該犯罪発生時にその者と同居していた家族であって、当該犯罪発生時に市民であった者
- (4) 放火(刑法第108条、同法第111条第1項、同法第117条第1項の罪をいう。)の当該犯罪被害者によって前条第2項第2号に該当する者で、死亡又は重傷病に該当せず、当該犯罪発生時に市民であった者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 申請者が未成年者の場合、転居について現にその者を監護している者(親権者又は未成年後見人をいう。)の同意を得るものとする。

(助成金の申請)

第19条 第11条、第13条、第15条又は第17条に定める助成を受けようとする者は、松戸市犯罪被害者等助成金申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

2 前項の申請書には、第11条、第13条、第15条又は第17条に掲げる各支援の支払い費用を証する領収書その他の支払い費用の内容を証明することができる書類、松戸市犯罪被害者等犯罪被害に関する申立書(様式第1号)及び次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分ごとに掲げる書類を添付しなければならない。

ただし、本要綱に基づき定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができると認められる場合には、その一部の添付を省略することができる。

(1) 家事等費用の助成、一時保育・一時預かり費用の助成又は配食サービス費用の助成の場合

ア 第12条第1項第1号に該当する遺族が申請するとき

- (ア) 申請者が助成の申請時に市民であることを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ウ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

- (イ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は事実上婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (ロ) 申請者が犯罪により死亡した者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (ハ) その他市長が必要と認める書類

イ 第12条第1項第2号又は第3号に該当する犯罪被害者又は家族が申請するとき

- (ア) 申請者が助成の申請時に市民であることを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により重傷病の被害を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- (ロ) 家族の申請にあつては、申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (ニ) 家族の申請にあつては、申請者が犯罪被害者と婚姻又は事実上婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にある者は、その事実を認めることができる書類
- (ホ) 家族の申請にあつては、申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にある者は、その事実を認めることができる書類
- (ハ) その他市長が必要と認める書類

(2) 転居等費用の助成の場合

ア 第18条第1項第1号に該当する遺族が申請するとき

- (ア) 犯罪により死亡した者が、当該犯罪発生時に市民であり、申請者と犯罪被害者が犯罪発生時に同居していたことを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (ロ) 申請者と犯罪により死亡した者との続柄を証明する戸籍の謄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (ニ) 申請者が犯罪により死亡した者と婚姻又は事実上婚姻養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を確認することができる書類
- (ホ) 申請者が犯罪により死亡した者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類
- (ハ) その他市長が必要と認める書類

イ 第18条第1項第2号又は第3号に該当する犯罪被害者又は家族が申請するとき

- (ア) 申請者が、当該犯罪発生時に市民であったことを証明することができる書類
- (イ) 犯罪により重傷病の被害を受けた者にあつては、負傷又は疾病の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- (ロ) 家族の申請にあつては、当該犯罪発生時に犯罪被害者と同居していたことを証明することができる書類
- (ニ) 家族の申請にあつては、申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- (ホ) 家族の申請にあつては、申請者が犯罪被害者と婚姻又は事実上婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にある者は、その事実を認めることができる書類
- (ハ) 家族の申請にあつては、申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にある者は、その事実

を認めることができる書類

(#) その他市長が必要と認める書類

ウ 第18条第1項第4号に該当する犯罪被害者が申請するとき

(ア) 申請者が当該犯罪発生時に市民であったことを証明することができる書類

(イ) 罹災証明書

(ウ) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難と市長が認める場合は、その家族が、代理として申請することができる。

ただし、犯罪被害者に不利益が生じないよう、家族による代理申請については、可能な限り、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

(家事保育等支援金の支給)

第20条 市長は、第11条、第13条又は第15条に規定する支援対象者に該当するが、犯罪被害の状況又は家族の状況等により、当該支援を受けることが困難な場合に、家事保育等支援金として50,000円を支給する。なお、家事保育等支援金の支給を受けた場合においては、第11条、第13条、又は第15条を受けることはできない。

(家事保育等支援金の申請)

第21条 家事保育等支援金の支給を受けようとする者は、松戸市犯罪被害者等支援金申請書兼請求書(様式第2号)により、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び松戸市犯罪被害者等犯罪被害に関する申立書(様式第1号)を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、本要綱に基づき定める他の支援に係る申請において提出した書類をもって代えることができる場合は、その一部の添付を省略することができる。

(1) 第11条、第13条及び第15条に規定する松戸市犯罪被害者等家事保育等支援金申請に係る申出書(様式第3号)

(2) 第19条第2項第1号に掲げる該当する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

3 前2項の規定にかかわらず、支援金申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難であると市長が認める場合は、その家族が申請者の代理として申請することができる。

ただし、犯罪被害者に不利益が生じないよう、家族による代理申請については、可能な限り、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

(法律相談支援)

第22条 市長は、犯罪の被害に起因して直面している法律問題の円滑な解決を図るため、法的支援を必要としている犯罪被害者等に対し、犯罪被害者等の支援に精通している弁護士による法律相談支援を実施する。

2 前項に定める法律相談支援は、一の犯罪被害について1回、最大2時間まで利用することができ、その費用については、市が負担する。

3 第1項に定める法律相談支援は、市が犯罪被害者等及び弁護士と日程調整の上、原則として市庁舎内において実施する。

4 第1項に定める法律相談支援は、千葉県弁護士会に所属する弁護士に委託して実施するものとし、その実施内容、報酬及び支払方法等については、千葉県弁護士会と市が協議するものとする。

(法律相談支援の対象者)

第23条 前条の法律相談支援の対象者は、当該犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、次の各号のいずれかに該当する者が犯罪被害を受けたことにより、法的支援の必要性が認められる者とする。

- (1) 利用の申請時に市民である遺族
- (2) 犯罪により被害を受けた者であって利用の申請時に市民である者
- (3) 犯罪により被害を受けた者の家族であって利用の申請時に市民である者

2 一の犯罪被害につき、当該犯罪被害者又はその遺族若しくは家族が既に前条の法律相談支援を利用しているときは、重複して当該法律相談支援を利用することはできない。

(法律相談支援の申請)

第24条 法律相談支援の利用を希望する者は、松戸市犯罪被害者等法律相談支援利用申請書(様式第8号)により、市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び松戸市犯罪被害者等犯罪被害に関する申立書(様式第1号)を添えて、市長へ提出しなければならない。

ただし、本要綱に基づき定める他の支援に係る申請において提出した書類をもって代えることができる場合は、その一部の添付を省略することができる。

- (1) 申請者が、利用の申請時に市民であることを証明することができる書類
- (2) 遺族が申請する場合は、犯罪により死亡した者の死亡診断書又は死体検案書等の写しその他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- (3) 遺族が申請する場合

ア 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

イ 申請者が犯罪被害者と婚姻又は事実上婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

ウ 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(4) 家族が申請する場合

ア 申請者と犯罪被害者との続柄を証明する戸籍の謄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書

イ 申請者が犯罪被害者と婚姻又は事実上婚姻若しくは養子縁組関係と同様の事情にある者は、その事実を認めることができる書類

ウ 申請者が犯罪被害者とパートナーシップの関係にある者は、その事実を認めることができる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

(裁判手続に係る旅費等の支援)

第25条 市長は、犯罪被害者等が当該犯罪被害に係る公判期日若しくは民事訴訟の期日(以下「公判期日等」という。)に出席した場合又は公判期日等に裁判所において傍聴した場合及び捜査機関等からの聴取等の呼び出しに応じた場合は、そのための公共交通機関利用に伴う交通費、車両利用に伴う燃料費及び駐車場利用代金等並びに宿泊費(以下「旅費等」という。)の費用を助成するものとする。

ただし、他機関等から当該助成と同種の助成を受けた場合にあつては、対象としない。

2 助成の額は、旅費等の実費額とし、1人につき、一の犯罪被害について50,000円を上限とする。

3 車両1台に複数人の犯罪被害者等が乗車した場合は、助成対象者は代表者1人とし、乗車した全員それ

ぞれに助成したものとして上限額を計算する。

- 4 車両利用に伴う燃料費は、燃料1リットルあたり8キロメートル走行するものとし、燃料1リットルあたりの単価は、市の定める単価とする。

(裁判手続に係る旅費等の助成対象者)

第26条 前条の助成対象者は、犯罪被害が警察等への照会等により客観的に確認でき、第12条第1項各号のいずれかに該当する者とする。この場合において、「家事等に支障が生じていると認められる者」とあるのは、「公判期日等に出席若しくは傍聴し、又は捜査機関からの聴取等の呼び出しに応じるため旅費等の費用を負担した者」と読み替えるものとする。

(裁判手続に係る旅費等の支援申請)

第27条 第25条の助成を受けようとする者は、松戸市犯罪被害者等助成金申請書(様式第5号)により市長に申請しなければならない。この場合において、申請者は、原則として事前に市に相談するものとする。

- 2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類及び松戸市犯罪被害者等犯罪被害に関する申立書(様式第1号)を添えて、市長に提出しなければならない。

ただし、本要綱に基づき定める他の支援に係る申請において提出した書類をもって代えることができる場合は、その一部を省略することができる。

- (1) 公判期日等に出席又は傍聴したことを証明する書類、捜査機関からの呼び出しに応じた日がわかる書類

- (2) 旅費等の支払い費用を証する領収書その他費用の内容を証明することができる書類

- (3) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項の規定にかかわらず、申請者が未成年又は負傷若しくは疾病等により申請書の提出が困難であると市長が認める場合は、その家族が申請者の代理として申請することができる。

ただし、犯罪被害者に不利益が生じないよう、家族による代理申請については、可能な限り、犯罪被害者の同意を得るよう努めるものとする。

(支援の制限)

第28条 市長は、次に掲げるときは、第4条、第6条、第8条及び第20条に定める支援金の支給、第11条、第13条、第15条、第17条及び第25条に定める費用の助成、第22条に定める法律相談支援(以下「各支援」という。)を行わないことができる。

- (1) 犯罪被害者又は各支援の申請者が、当該犯罪被害につき、他の市区町村から同種の支援を受けているとき

- (2) 犯罪被害者又は各支援の申請者と加害者との間に家族関係がある場合(当該家族関係が事実上破綻していたと認められる事情等がある場合を除く。)で、各支援を行うことにより加害者が財産上の利益を受けるおそれが認められるとき(ただし、犯罪被害者が18歳未満の場合又は犯罪が行われた時に犯罪被害者が監護していた18歳未満の遺族がいる場合にはこの限りではない。)

- (3) 犯罪被害者又は各支援の申請者に、当該犯罪を誘発する行為、当該犯罪に関連する不正な行為又はその責めに帰すべき行為があった場合

- (4) 犯罪被害者又は各支援の申請者が、松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合

- (5) 犯罪被害者又は各支援の申請者が、次のいずれかに該当する行為(イに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。)をした者(継続的に又は反

復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。)である場合

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、松戸市暴力団排除条例(平成24年松戸市条例第2号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

(6) 犯罪被害者又は各支援の申請者が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき密接な関係を有している者である場合

(7) 前各号に掲げる場合のほか、犯罪被害者又は各支援の申請者と加害者との関係その他の事情から判断して、支援対象とすることが社会通念上適切でないとき市長が認めた場合

(申請の期限)

第29条 第10条、第19条、第21条、第24条及び第27条の規定による申請は、犯罪が行われた日から起算して1年を経過したときは、することができない。

ただし、当該申請期間内に申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

(支給及び助成の決定等)

第30条 市長は、第10条、第19条、第21条、第24条及び第27条の規定による申請があった場合は、速やかに支援の実施又は不実施を決定し、松戸市犯罪被害者等支援金支給決定通知書(様式第4号)、松戸市犯罪被害者等助成金支給決定通知書(様式第6号)、松戸市犯罪被害者等法律相談支援利用決定通知書(様式第9号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による決定を行うために必要がある場合は、当該被害者又は申請者の同意を得て、次の各号に掲げる調査を実施することができる。

(1) 犯罪被害の事実確認のため、警察等へ照会することができる。

(2) 前号のほか、関係機関等に対し、犯罪被害に関する情報、犯罪被害者である市民及びその遺族、家族の続柄又は居住の実態、税情報等を調査することができる。

3 市長は、第1項の規定により、各支援の実施を決定したときは、次の各号に掲げるとおり支援を実施するものとする。

(1) 法律相談支援の実施を決定したときは、当該実施の決定を受けた者と千葉県弁護士会との日程調整等を行い実施する。

(2) 支援金の支給を決定したときは、速やかに支援金を支給する。

(3) 費用の助成を決定したときは、当該決定を受けた者からの松戸市犯罪被害者等助成金請求書(様式第7号)に応じて助成を実施するものとする。

(各支援の実施の決定の取消)

第31条 市長は、各支援の実施の決定を受けた者が、その資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 市長は、各支援の実施の決定を受けた者が、偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すこととする。

3 市長は、各支援の実施の決定を取り消した場合には、松戸市犯罪被害者等決定取消通知書兼返還請求書(様式第10号)により申請者へ通知するものとする。

(支援金、助成金、法律相談支援費用の返還)

第32条 前条の規定により、決定を取り消した場合において、既に各支援が実施されているときは、市長は、次の各号のとおり、その一部若しくは全額の返還を求めることとする。

- (1) 第4条、第6条、第8条及び第20条に定める支援金の返還
- (2) 第11条、第13条、第15条、第17条及び第25条に定める助成金の返還
- (3) 第22条に定める法律相談支援費用の請求

2 市長は、費用の請求又は返還を求める際は、松戸市犯罪被害者等決定取消通知書兼返還請求書(様式第10号)により各支援の申請者へ請求するものとする。

(その他)

第33条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱は、令和6年4月1日以降に行われた犯罪による犯罪被害者等について適用する。

附 則

この要綱は、令和6年10月17日から施行する。